

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 農業恐慌の深化と農業防衛闘争の展開

第七節 全国農民大会の開催

一、全国農民代表者会議の開催(一九四九・四・一三) 迫りくる農業危機打開のため四月一三日東京燃料会館で四四都道府縣の農民代表二五〇余名出席のもとに全国農代会議がひらかれた。中央農復会議、日農、全農、農協組代表者会議、農地委員会全国協議会等農民団体のほとんど全部の共催によってひらかれた本会議の討論は、はじめから追いつめられた農民の叫びがにじみ出して白熱化し、左右両派の主導権を争うはげしいもみあいの中に宣言決定し、終了後全員は衆議院に向い池田大蔵、森農林大臣等に決議文を手交し、税金、供出、農地改革、災害復旧等につき政府側に回答を迫り、散会前に本会議の決定を地方におろし農民大会を開催して次の全国農民大会に盛りあげていくことを決定した。

なおこの農代会議の著しい特徴は、社会、共産両党をはじめ民主的政党はすべて代表者を送って共闘を約し、また日農左派の一部は主催者側と論戦ののち宣言文中に、「政府にして本代表者会議の決議を実行し得ざる場合はわれわれは吉田現内閣の即時退陣を要求する」の一句を追加せしめて可決する等、反政府的空気が強く支配したことである。本来中立的または右翼的と批評された中央農復、全農、日農主体性派のリードした農代会議がこのように急進化した原因に、一般的にはドッジ・ライン下のはげしい農民収奪による農村の窮乏化と、これを防衛せんとする全耕作農民の反政府的氣運の増大、農民組織における左翼勢力の伸張にあることはいうまでもない

全国農代会議宣言

日本農業は戦争による荒廃の傷疾癒やらぬうちに失業人口の還流、過小農経営の細分化、加うるに重税と収奪的供出制度、インフレーションの害毒等によりいまや崩壊の危機にひんし、農地解放を根幹とする農村民主化は停滞し、農民解放令は一片の空文化せんとしている。

経済九原則は日本経済自立への絶対的要請であって、農民に課せられる任務もよく理解されるところであり、われら農民は堪えがたきに堪えこれが要請に応え、国際的民主勢力の支持と信頼をかちえんことを決意する。

しかるに政府の施策を見るに、九原則に籍口して農業及び農民の一方的負担とその犠牲においてこれを強行せんとしている。かかる措置は農民経済を窮迫化し、農業生産を窒息せしめ、ひいては日本経済自立態勢確立の目的とは全く矛盾した事態を招来するものと言わねばならぬ。

われら農民は内に自らの経営を合理化し、労働の効率化、生産費の引下げ、進歩的技術の活用に創意と努力を傾注し、協同化態勢を大胆にとり入れ、その近代化によって農業生産の飛躍的發展を期さねばならぬ。同時に外においては政治的にも経済的にも、脆弱なる農業及び農民に対する非農民的支配力の圧迫と搾取を払いのける保障がなければ、農民の自覚と決意も画餅に帰するであろう。

われらは、ここに農民の歴史的使命を果し内に外に農民のしんしなる努力を破壊する一切の障碍を排除し、農業をして国家自立の基礎たらしめん決意をせん明し、進んでは勤労大衆との提携を促進し、農業の危機を打開し、もって民主的経済九原則態勢の大道をひらかんことを誓うものである。

而して政府にして本代表者会議の決議を実行しえざる場合はわれわれは吉田現内閣の即時退陣を要求する。

これを全農民の名に於て宣言する。

昭和二四年四月一三日

全国農民代表者会議

全国農代会議の決議(要旨)

一、農地改革の徹底に関する件

(一)農地調整法、自作農創設特別措置法を改悪せざること―農地統制の緩和をせざること、小作料、地価の引上を行わず、在村地主の範囲を拡げざること。

(二)農地委員会に対する国費負担の増額。

(三)第三次農地改革(残存小作地、山林原野の開放)の断行。

(四)民主的農地管理の促進。

(五)農地の交換分合、土地改良事業の実施。―着手事業に対する補助金の確保、土地改良費災害復旧費の増額、資材の確保。用水制度の民主化。

二、災害対策に関する件

(一)国土総合計画を立て、植林、砂防、貯水池、河川整備の即時実施、農業氣象通報の実施。

(二)全額国庫負担による災害復旧工事。

(三)災害地に対する資材、長期金融の優先的授與。

(四)災害地農業倉庫の国費による建設、その農協組による管理。

(五)災害地の減租、供出免除。

(六)共済制の改善充実。

(七)農業復興計画遂行のための公共事業費の増額。

三、農民課税に関する件

(一)所得税―家族農業従事者毎に基礎控除をみとめ、必要経費の算定に当っては減価償却を農家経営の実情にそうて認めること早期供出奨励金超過供出代金は課税せざること。更正決定にあたり農民団体に事前連絡し農民の意見を参考とすること等。

(二)農業事業税の廃止。

(三)地租引上反対。土地使用税、果実取引税等の新税創設反対六・三制校舎、警察、消防所、税務署建築費等の強制寄附反対。

(四)農民団体をもって農業課税調査委員会を設け、課税方針の検討、税率申告等につき税務に參與すること。

(五)課税運動に対する取締りの適正化。

四、供出制度改善に関する件

(一)国営による地力地籍調査の実施。

(二)適地適作による農業計画―主食、油脂作物、畜産物の総合供出制。事前割当前

の供出価格の公表。

(三)農家保有米の優先確保。その額を四合より五合に引上げること。農繁期加配米の確保。

(四)申議申し立て期間の延長。

(五)超過供出法文化絶対反対。強権によらざる自主供出。

(六)超過供出に対する特別価格買入れ。その代金への課税反対。

(七)早期供出期限の地域別決定と奨励金の増額。

(八)農業調整委員会の民主化と権限強化はかること。

五、農産物価格に関する件

(一)二三年度麦追加払金額は大麥一俵二〇〇円、小麦二六六円以上とすること。

(二)農業再生産を維持しうる価格の公定。

(三)パリティ方式の合理化と根本的検討。生産費による価格決定の準備をなすこと。

(四)耕作農民参加による民主的価格審議会の設置。

六 農業金融確立に関する件

(一)農林漁業復興資金供給のため見返り資金を融通すること。

(二)農地売渡代金、預金部資金等の農村への融資。

(三)農業手形制度の普遍合理化。

(四)農林中金法の民主的改正、機構の強化。

(五)農協組に国税、地方金庫業務取扱いを認めること。

七 農業生産資材確保に関する件

(一)農業生産資材の生産増強、低価格による供給。

(二)近代的農業技術の基礎資材の生産増強。

八 物資配給方式の改善に関する件

(一)官僚的公団制の改廃、民主的流通制の確立。

(二)物資配給審議機関への農民の参加。(以下略)

九、農業協同組合に関する件

(一)農協組連合会は農民の自由意思により決定すべく、現行法令制限を廃止すること。(以下略)

一〇、開拓推進に関する件

一一、畜産振興に関する件

一二、農産物輸出振興に関する件

一三、養蚕振興に関する件

一四、薪炭生産確保に関する件 以上

四日農代会議は決議の実現のため実行委員をあげて各政党の支持協力のもとに政府当局と交渉をつづけ、五月四日政府回答に接した。その回答によれば、小作料地価は適正に引上げること、農地委員会経費は縮小する予定であること、第三次農地改革実施の意思なきこと、家族農業従事者の所得税基礎控除は研究を要する、土地改良事業費増額は困難である、パリティ方式は変更せず、米麦供出価格追加払の増額は認めがたい等きわめて不満足なものであった。しかし部分的には決議を容認し、たとえば農地統制の強化、六・三制寄附の強制はみとめないこと、地力調査の実施、主食価格の審議会を設置する、農業水利の改善等は努力する等の確約を得ることができた。農代会議代表はさらに政府の回答書の疑問を質し再要請を押し返し、あるいは総司令部への陳情をなす等連日運動をつづけ、また地方では神奈川、埼玉等で農代会議が開かれた(五月五、六日)。

その後も実行委員会による交渉をつづけ、第二次政府回答を受けとったが、前回よりさらに具体的に若干の譲歩をかちとった外は全面的に不満があるとして、五月三十一日、実行委総会を開き、次

の農民大会において対政府闘争を一そう高めることを決定して散会した(本農代会議の様子は「農業復興」「アカハタ」紙等による)。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
